

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

September 2006

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパーは、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパー(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパー
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパー
プライスウォーターハウスクーパーとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパー、または、プライスウォーターハウスクーパーのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

コミットメントライン契約に係る 印紙税の取扱いについて

平成18年7月19日に、国税庁より「コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い」(以下、「国税庁取扱い」)が公表されました。国税庁取扱いにおいて、コミットメントライン契約とは、「貸付人である金融機関が手数料を徴収することによって、借入人のために一定期間、一定の融資極度額を設定し、貸付人は貸付を行う義務を負担する契約」と定義され、一般的なコミットメントライン契約において締結される契約書の文例に基づき、印紙税の課税上の取扱いが解説されています。

コミットメントライン契約においては、基本契約書であるコミットメントライン設定契約書に基づき、借入人が個別の貸付申込書を金融機関に提出することで融資の実行を受け、受領書等を作成するという取引の流れが想定されますが、コミットメントライン設定契約書、個別の貸付申込書および受領書等(以下、「コミットメントライン契約書等」)を印紙税法上、それぞれどのように取り扱うかという論点が従来からありました。

そこで本稿では、コミットメントライン契約書等の印紙税の取扱いについてその概要をご説明いたします。

1. コミットメントライン設定契約書

国税庁取扱いにおいては、コミットメントライン契約の設定に際して作成する基本契約書(以下、「基本契約書」として、(1)相対方式による契約(借入人が貸付人と個別に契約を締結する方式)と、(2)シンジケート方式による契約(借入人が複数の貸付先と同一条件によるコミットメントラインを設定する契約で、同時にエージェントである金融機関と貸付人である金融機関との間で連絡・通知事務等を委託することも定めたもの)の2種類が紹介されています。それぞれの方式による基本契約書に関する印紙税の考え方は、以下のとおりです。

なお、国税庁取扱いにおいて記載されているコミットメントライン契約は、融資極度額の範囲内で反復して貸付を行う義務を貸付人が負担することを約する文書を指していますので、本稿においてもコミットメントライン契約が上記内容のものである前提で説明いたします。

(1) 相対方式の場合

相対方式により融資極度額を定める基本契約書は、印紙税法上、金銭消費貸借契約に該当します。本基本契約書は融資枠の設定をしたものであって、実際の貸付金額を決定するものではないため、「契約金額の記載のない金銭消費貸借契約書(第1号の3文書の2)」として、基本契約書1通あたり200円の印紙税が課されます。

(2) シンジケート方式の場合

シンジケート方式により締結された基本契約書も、(1)と同様に「契約金額の記載のない金銭消費貸借契約書(第1号の3文書の2)」に該当します。

さらに、国税庁取扱いで紹介されたシンジケート方式により締結された基本契約書においては、エージェントである金融機関と貸付人である金融機関との間で継続的に連絡・通知事務等を委託することも定められていることから、本契約書は、印紙税法上「継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)」にも該当します。

印紙税法上、「第1号文書で契約金額の記載のないもの」と「第7号文書」の両方に該当する文書は第7号文書として取り扱われますので、シンジケート方式により締結される基本契約書は、第7号文書として、1通あたり4,000円の印紙税が課されます。

2. 借入申込書

印紙税法上、「申込書」、「注文書」(以下、「申込書等」と表示された文書であっても、以下に該当するものは、「契約書」に該当する旨が規定されています。

- (1) 契約当事者間の基本契約書に基づく申込みであることが記載されている申込書等で、かつ
- (2) 一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における申込書等

国税庁取扱いにおいては、申込書等の一般的な文例に基づき、コミットメントライン契約における基本契約書に基づく申込書等の提出は、「基本契約書で定めた条件が成就されていれば、自動的に貸付義務が生ずるもの」と考えられる旨が説明されています。したがって、基本契約書に基づく申込書等は、印紙税法上、原則として第1号の3文書(消費貸借に関する契約書)に該当し、借入れの申込金額を記載金額として、記載金額に応じた印紙税が課されます。

なお、申込書等とは別に金銭消費貸借契約書(第1号の3号文書)を作成することが明らかな場合には、申込

書等は印紙税法上の契約書とは取り扱われぬ旨が印紙税基本通達に規定されていますが、国税庁取扱いにおいても同様の説明がされています。

3. 受領書

借入金の受領の事実のみを記載した受領書は、「金銭または有価証券の受取書で売上代金に係る金銭または有価証券の受取書以外のもの(第17号の2文書)」として、原則として、200円の印紙税が課されます。なお、借入金の受領の事実に加えて、返還期日や返還方法等を記載証明するものである場合には、借入金の総額を記載金額とする第1号の3文書として消費貸借に関する契約書として取り扱われます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー

藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com

シニア・マネージャー

高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com

マネージャー

鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com
トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com